

下妻市の公共下水道

～下妻水物語～



鬼怒小貝流域下水道関連下妻市公共下水道事業

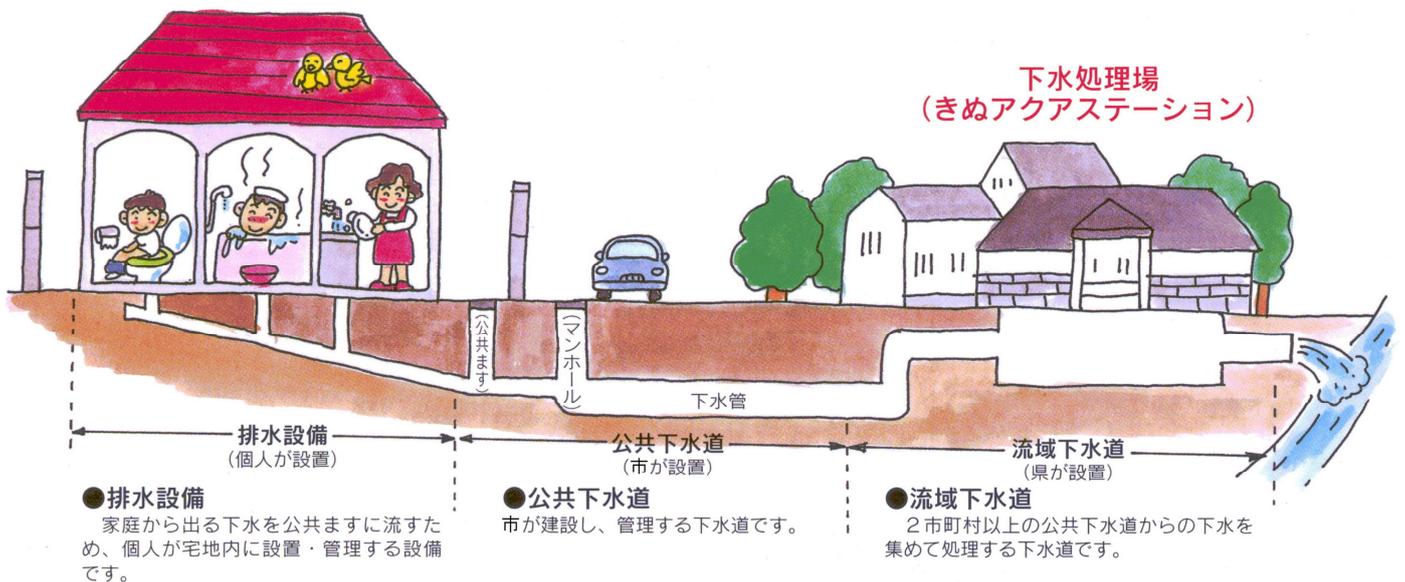
下妻市では、市民のみなさんに、より清潔で快適な生活を送って
いただくとともに豊かな自然環境を保全するため、近隣市町村と連
携し、広域的に下水道の整備を進めています。

1 下水道のしくみ

汚れた水がきれいな水にもどるまで！

現在、みなさんの家の近くにある道路の側溝や水路等は、下水道（公共下水道）では
ありません。

下水道とは、みなさんの家庭や事業所等から出る汚れた水を下水道管（污水管）で処
理場に集めて、そこで生物学的、化学的に処理し、きれいな水にして川や湖に戻す施設
です。



2 下水道のはたらき

水洗トイレで暮らしが快適に！

くみ取り便所が水洗トイレになると、ハエや嫌な臭いがなくなり清潔できれいなトイレが使えるため、快適な生活ができるようになります。

また、くみ取りの心配や浄化槽の管理といったわずらわしさがなくなります。

きれいなトイレが使い、くみ取りや、浄化槽の管理が必要なくなります。



生活環境がよくなります！

今まで道路の側溝や水路等に流されていた生活排水がなくなり、悪臭や害虫の発生を防ぎ、衛生的で住みよい生活環境になります。

家のまわりに汚れた水がたまらないので、害虫や伝染病の発生を防ぐことができます。



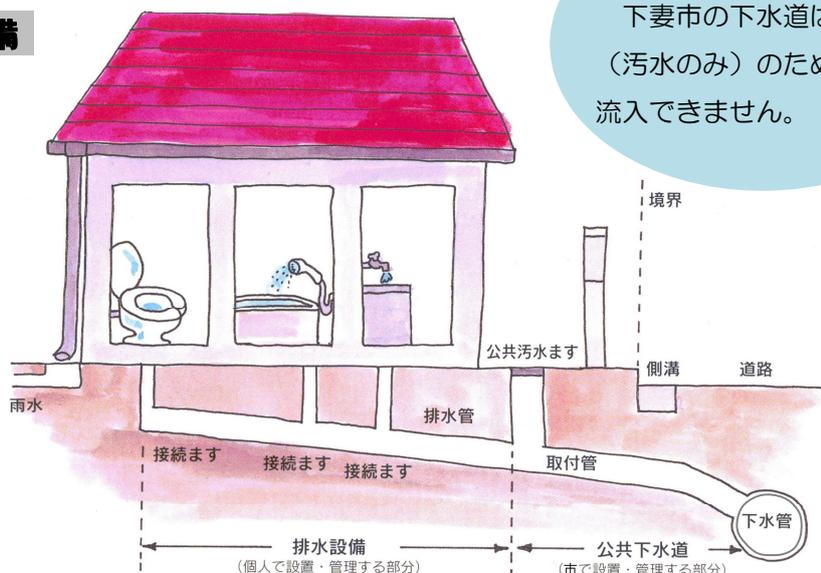
川や湖がきれいになります！

下水道管を通ってきた汚れた水は下水処理場できれいな水になるため、近くの川や湖がきれいになり、清らかな流れを取り戻します。

汚れた水はきれいにしてから流すので、川や湖、海の水がきれいになります。



3 排水設備



○排水設備の仕組み

下妻市の下水道は分流式（汚水のみ）のため雨水は流入できません。

排水設備などの設置と管理

公共下水道が使用できるようになった区域（供用開始の告示をされた区域）のみなさんは、排水設備を設置して、公共下水道（污水管）に接続しなければなりません。また、同区域内において建築確認申請（新築・増改築）を行うときは、市で設置した公共汚水ますへの接続が条件となります。

〔1〕排水設備とは

公共下水道に汚水を流すためには各家庭で、すみやかに「排水設備」を設置しなければなりません。

この排水設備とは私有地内に設ける排水管や汚水ますを設置し、各家庭の台所、風呂、トイレ等から排水されるすべての汚水を市が設置した公共汚水ますに接続して公共下水道に流す設備をいいます。

〔2〕トイレの水洗化は3年以内に

市では公共下水道工事が完了し、その地域が下水の処理区域になりますと供用開始（下水処理の開始日）の告示を行います。

くみ取り便所は、下水道が使用できるようになった日から3年以内に水洗トイレに改造しなければなりません。

〔3〕排水設備の工事と管理

排水設備工事は、土地または建物の所有者等が個人負担で行い、また、補修や点検・清掃などの管理も実施していただくことになります。

〔4〕公共汚水ますの設置と管理

公共汚水ますは、道路に埋設した下水管と個人が設置した排水設備を接続するために設置する「公共汚水ます」で、市がみなさんの宅地内に設置し、管理も実施します。

この公共汚水ますは、市で行う公共下水道工事と合わせて、みなさんの宅地内に設置するものです。

〔5〕浄化槽は不要になります

現在、使用されている浄化槽は、公共下水道が整備されるまでの暫定的な施設で、公共下水道ではありません。

よって、各家庭からの汚水は、直接下水道管に接続されるため、既設の浄化槽は不要となりますので、撤去等の処理をしていただくこととなります。

正しく使いましょう

みんなの大切な下水道

公共下水道ができたからといって何でも流していいということではありません。

ちょっとくらいなら・・・という軽い気持ちで、みんなに迷惑をかけることになります。

下水道は、みなさんで使用する公共の財産ですから、下水道を使用する一人ひとりがマナーとルールを守って正しく使いましょう。

汚水ますにごみや土砂を捨てない



洗剤の利用は無りん洗剤を

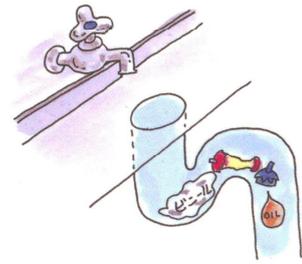
合成洗剤や中性洗剤は下水処理場の機能に支障をきたします。洗剤はなるべく無りんのものを使うようにしましょう。



台所の油やゴミは流さない

台所から出る野菜くず、残飯あるいは天ぷら油などの廃油は排水管の詰まりの原因や下水処理場の機能を低下させます。

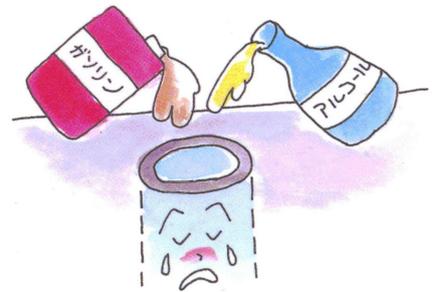
排水設備には、野菜くずや布切れ、ビニール類、また油脂類を流さないようにしましょう。



アルコールやガソリンを流さない

揮発性の高い危険物を流すと管の中で爆発したり、管を損傷することがあります。

下水管には薬品・アルコール・ガソリン類を流さないようにしましょう。



水洗トイレには溶ける紙を

水に溶けない紙や紙おむつ、タバコやガム、ビニールなどを流すと、詰まりの原因になります。

水洗トイレには、トイレットペーパー以外は使わないようにしましょう。



4 排水設備工事の計画から完成まで

排水設備工事は、市が指定した「指定工事店」にご依頼ください

排水設備工事は、一定の技術基準で正しく行われていないと下水道管がつまったり、処理施設の機能に悪い影響を与えるなど故障の原因となり、利用者の生活にも支障をきたすことになります。

このため、市では工事に必要な専門知識と技術をもった有資格者のいる工事店を「指定工事店」に指定することになっており、指定工事店以外の業者が排水設備工事を行うことを規制しています。

もし、指定工事店以外の業者が工事をしますと、違法な工事となり、下水道の利用を制限されることとなりますのでご注意ください。



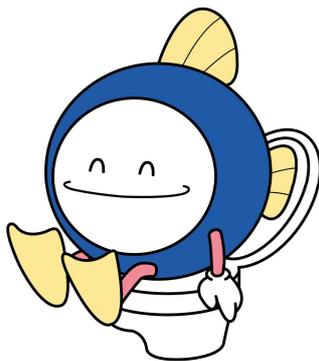
排水設備工事の費用と手続き

排水設備工事にかかる費用は個人負担となり、工事の規模や形態によって大きく異なります。

特にくみ取り便所を水洗トイレに改造する場合は、使用する便器によっても、いろいろな種類がありますので、十分ご検討のうえ、ご家庭の条件にあった使いやすいものを選んでください。既に、単独浄化槽や合併浄化槽を使用している場合は、そのまま便器を使用することができます。

指定工事店は、市の指導のもとに排水設備工事を行いますので安心して工事をまかせることができます。また、工事に関する手続きについては、計画から施工までの一切を指定工事店が代行してくれることになっています。

工事が完成すると、市の職員が排水設備工事の検査を実施し、計画通り施工されているか、正しく接続工事が実施されているかを立会い検査いたします。



5 水洗便所改造資金の助成制度

公共下水道が整備され、供用開始（汚水の処理開始）の告示がされた地域のみなさんは各家庭から汚水や雑排水を公共下水道（汚水管）に流すために排水設備を設置しなければなりません。

そのためには今まで使用していた、くみ取り便所を水洗化に改造したり、浄化槽を廃止して公共下水道に接続するための資金が必要となります。

市ではみなさんのご負担をいくらかでも軽減するために、水洗トイレに改造するために必要な資金の助成あるいは融資の斡旋を行います。

※新築する家屋及び官公署は該当しません。詳しくは、市役所上下水道課までご相談ください。

助成の対象者

助成の対象は、くみ取り便所の水洗化や浄化槽を廃止して公共下水道に接続しようとする方で、次のいずれにも該当する方とします。

- (1) 下水道受益者負担金及び市税等を滞納していない方
- (2) 市内に確実な戸外連帯保証人を有する方（利子補給の場合のみ）

補助金の額並びに利子補給

補助を受けたい場合、工事前に申請が必要になります。市上下水道課またはご依頼の「指定工事店」にご相談ください。

（どちらか1つを選択していただきます。）

(1) 補助金の額

- ・ 供用開始から3年以内の接続
 - 1戸 50,000円
 - 貸家、アパート等
 - 1戸 10,000円
 - (5戸まで)
- ・ 供用開始から3年経過後の接続
 - 1戸 20,000円
 - 貸家、アパート等
 - 1戸 4,000円
 - (5戸まで)

(2) 利子補給

- 融資あっせんにより金融機関から融資を受けた方に対し、市が利子補給いたします。
- 融資限度額 1戸 50万円
- 貸家、アパート等
- 1戸 15万円 (5戸まで)

*** 工事費が補助額上限を下回る場合は、補助額は実費額となります。**

6 排水設備整備の補助金交付制度

排水設備工事に係る管渠のうち、最下流の合流宅地内マスから公共汚水マスまでの区間で、20メートルを超えた区間に対して補助金を交付するものです。

※新築する家屋及び官公署は該当しません。詳しくは、市役所上下水道課までご相談ください。

補助金交付の対象者

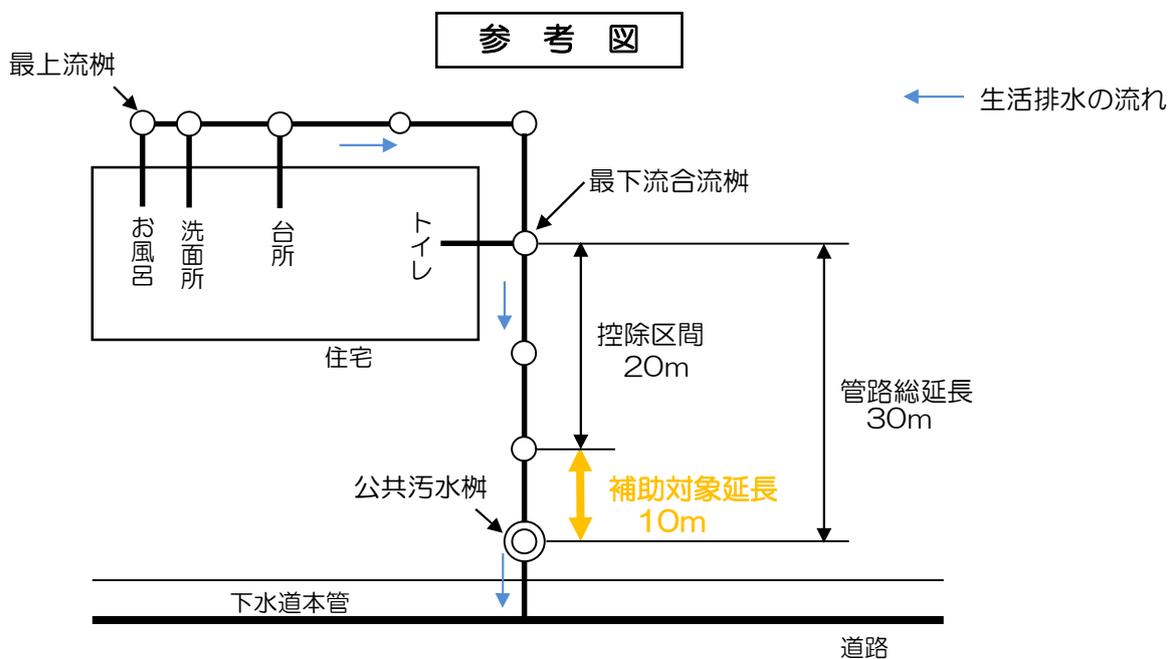
補助金交付の対象者は、くみ取り便所の水洗化や浄化槽を廃止して公共下水道に接続しようとする方で、次のいずれにも該当する方とします。ただし、店舗兼住宅以外の事務所等は除きます。

- (1) 排水設備工事をを行う建物の所有者又は居住者もしくは土地の所有者
- (2) 下水道受益者負担金及び市税等を滞納していない方

補助金の額

補助金の交付を受けたい場合、工事前に申請が必要になります。市上下水道課またはご依頼の「指定工事店」にご相談ください。

補助金額は、1メートル当たり5,000円とし、10万円（20メートル）を限度とします。ただし、算出した区間に1メートル未満の区間があるときは、これを切り捨てます。



工事の依頼を指定工事店へ

「排水設備」の工事を行う場合、必ず市の「指定工事店」へ依頼してください。

指定工事店が現地調査、設計、見積りをしますから、工事費用、施工方法、支払い条件などについて打ち合わせを行ってください。



使用開始の届出を

使用者が、「公共下水道使用開始届」を提出すれば、下水道を使用できます。

(書類は大切に保管しましょう。)



排水設備工事の手順

工事内容の検討を

指定工事店と工事の契約をする前に、工事見積額や工事内容などをよく検討し、あとでトラブルのないようにしてください。



工事完了のあとは検査を

工事が完了したら、指定工事店は、市に「排水設備等工事完了届」を提出し、市の検査を受けます。

市の検査に合格すると、「排水設備等検査済証」を、玄関などの見やすいところに市が貼らせていただきます。



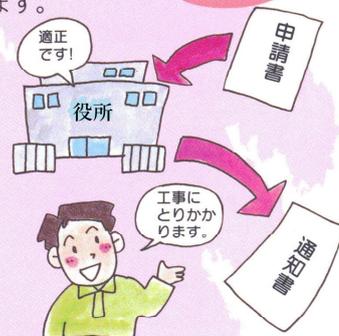
工事は数日間で完了

市から「排水設備等計画確認書」が通知されたら、工事に入ることができます。

計画確認の申請・通知

指定工事店が、あなたに代わって市に「排水設備新設等確認申請書」を提出し、工事計画について市の確認を受けます。

市で審査し、その計画が適正と認められると、市から「排水設備等計画確認書」が通知されます。



7 下水道使用料

宅地内の排水設備工事が完了し、下水道を使いはじめますと下水道使用料がかかります。

家庭や事業所から排出された汚水は、下水道処理場（きぬアクアステーション）に集められ浄化され、また、薬品などにより処理し、きれいな水にして鬼怒川に放流されます。

この使用料は、下水処理場の運転管理、あるいは下水道管の清掃、修理など、下水道施設の維持管理等の一部に充てられます。このような経費がかかるため、下水道使用料を納めていただくことになります。

1) 使用水量の認定（1ヶ月あたり）

a) 水道水（市上水道）のみを使用している場合

上水道の使用水量がそのまま下水道使用水量になります。

b) 水道水以外の水（井戸水等）を使用している場合

1ヶ月あたりの基準水量（1人当たり7 m³）に世帯員数を乗じて算出します。

c) 水道水と井戸水を併用して使用している場合

上水道の使用水量と1ヶ月あたりの基準水量（7 m³）に世帯員数を乗じて得た水量を比べ、多い方の水量で算出します。

d) 事業所などで井戸水等を使用している場合

使用内容を調査したうえ、実際の使用水量を把握するために量水器などの設置を、お願いする場合があります。



2) 下水道使用料金（一般汚水）

	使用水量	使用料金
基本料金	10 m ³ まで	1,400円
	10 m ³ を超え	150円
超過料金 (1 m ³ につき)	30 m ³ まで	170円
	30 m ³ を超え	200円
	100 m ³ まで	
	100 m ³ を超えるもの	

*下水道の使用料金は上水道の使用料金と同時徴収となります。

<使用料の計算例>

※10円未満は切捨てとなります。

計算例1) 上水道のみの使用時

使用水量：35 m³/月の場合

基本料金	1,400円
11～30 m ³	20 m ³ ×150円=3,000円
31～35 m ³	5 m ³ ×170円=850円
消費税額(10%)	525円
合計金額	5,770円

計算例2) 井戸水のみの使用時(認定水量：7 m³/人月)

世帯人数：4人/世帯の場合

7 m³/月×4人=28 m³/月

基本料金	1,400円
11～28 m ³	18 m ³ ×150円=2,700円
消費税額(10%)	410円
合計金額	4,510円

計算例3) 上水道と井戸水との併用使用時(認定水量：7 m³/人月)

世帯人数：4人/世帯の場合、上水道使用水量：30 m³の場合

7 m³/月×4人=28 m³/月

水道水>井戸水

30 m³>28 m³→多い水量を採用する。

基本料金	1,400円
11～30 m ³	20 m ³ ×150円=3,000円
消費税額(10%)	440円
合計金額	4,840円

3) 使用料の支払い方法

下水道使用料は、1ヶ月ごとに計算し、お支払いいただきます。お支払い方法は口座振替制度と納入通知書による現金払いがあります。

口座振替制度は安全性が高く、また、お忙しい方、留守がちな方、商売をされているご家庭では、たいへん便利です。そのため口座振替制度のご利用をお勧めいたします。

■取扱い金融機関

常陽銀行・関東つくば銀行・茨城県信用組合・結城信用金庫・常総ひかり農業協同組合
・中央労働金庫・東日本銀行・ゆうちょ銀行(口座振替のみ)

8 受益者負担金制度

下水道建設費の一部となる負担金

快適な住みよい生活環境づくりを進める公共下水道の施設を整備するためには多額の費用と長い年月が必要となります。

この下水道事業の財源は、国・県からの補助金、起債（借入金）、市税、受益者負担金によってまかなわれています。

みなさんから納めていただく「受益者負担金」は、建設費の一部にあてられます。



受益者負担金とは

下水道事業は、道路や公園のように一般の公共施設と違って、その利用できる地域の人々が限られています。

このため、下水道建設の費用を市税などの税金だけでまかなおうとすると下水道の恩恵を受けない地域の人にまで負担をかけることになり、公平な負担の原則に反することになります。

そこで、下水道を利用できる方（受益者）に建設費の一部を負担していただき、下水道の整備をより一層計画的に推進しようとするのが、都市計画法に基づく「受益者負担金」の制度です。

受益者（受益者負担金を納めていただく方）とは

下水道事業により整備された区域内の土地の所有者または権利者（地上権者・質権者・借地権利者等）の方に負担金を納めていただくことになります。

● 受益者の認定例 ●

1. 自分の土地に自分の家を建てて住んでいる場合
居住者：Aさん



土地所有者：Aさん 家屋所有者：Aさん
受益者はAさん

2. 借地に自分の家を建てて住んでいる場合
居住者：Bさん



土地所有者：Aさん 家屋所有者：Bさん
受益者はBさん

3. 自分の土地に借家、アパート等
を建てている場合
居住者：Bさん



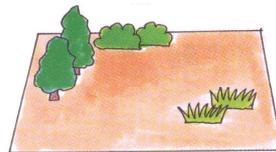
土地所有者：Aさん 家屋所有者：Aさん
受益者はAさん

4. 借地に借家、アパート等を建てている場合
居住者：Cさん



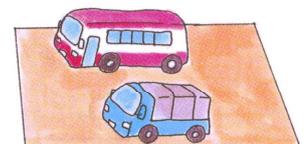
土地所有者：Aさん 家屋所有者：Bさん
受益者はBさん

5. 空き地を所有している場合



土地所有者：Aさん
受益者はAさん

6. 土地を借りて使用している場合



土地所有者：Aさん 土地借地者：Bさん
受益者はAさんもしくはBさん
(AさんとBさんの協議の上決定)

負担金の賦課される区域は

- ◎ この受益者負担金の賦課される区域は、道路・公園・水路等を除き、下水道の整備によって利益を受けるすべての土地が対象となります。
- ◎ 土地の面積はその土地の公簿によります。
- ◎ 受益者負担金は税金等と違い、その土地に対して1回限りの賦課ですから、全額を納め終ると、後は徴収されません。

負担金の単位額

受益者負担金の単位額については、建設費の一部をその区域の方に負担していただくため、その区域に要した建設費によって差異が生じてきます。また、負担をしていただく方の土地面積に応じて負担金額が算出されますので詳細については、市役所上下水道課までお問い合わせください。

処理分区名	負担区名	1平方メートル当たりの負担金額	基本額（1筆当たり）
下妻処理分区	第1負担区	490円	—
	第2負担区	490円	—
	第3負担区	490円	—
	第4負担区	490円	—
千代川処理分区	第1負担区	300円	100,000円
	第2負担区	300円	100,000円
	第3負担区	300円	100,000円
	第4負担区	300円	100,000円
下妻東部処理分区	第1負担区	490円	—

※受益者負担金の単位負担額については、処理分区及び負担区によって、金額が異なりますので、詳細については、市役所上下水道課までお問い合わせ願います。

受益者負担金の額

<下妻処理分区・下妻東部処理分区>

- ◎ 単位負担金額は、土地面積1㎡当り490円です。
例えば、あなたの土地面積が330㎡（約100坪）の場合
納付していただく金額は、
 $330\text{㎡} \times 490\text{円} = 161,700\text{円}$ （10円未満の端数は切捨）になります。

<千代川処理分区>

- ◎ 単位負担金額は、1区画当り基本額100,000円+土地面積1㎡当り300円です。
例えば、あなたの土地面積が330㎡（約100坪）の場合
納付していただく金額は、
 $100,000\text{円} + (330\text{㎡} \times 300\text{円}) = 199,000\text{円}$ （10円未満の端数は切捨）になります。

納付方法

☆ 納付方法には、分割と一括があります。

(1) 分割納付の場合

5年分割で、1年を4期に分けて納めていただきます。(各年度に納入通知書1年4期分を送付いたします。)

例えば、受益者負担金額が161,700円の場合、納期と納める金額は次のようになります。(分割金額の100円未満の端数は、初年度第1期に合算されます。)

(徴収例)

年度ごとの負担金		期ごとの負担金			
年 度	負 担 金	第1期 (6月30日)	第2期 (8月31日)	第3期(10月31日)	第4期 (2月28日)
初 年 度	33,700円	9,700円	8,000円	8,000円	8,000円
第2年度	32,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
第3年度	32,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
第4年度	32,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
第5年度	32,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円

(合計 161,700円)
(合計 20期)

(2) 一括納付の場合

負担金を初年度の第1期に20期分をまとめて一括納付されるか、あるいは各年度の第1期に2期以上まとめて納められますと報奨金が交付されます。報奨金が交付される場合は、次のようになります。

一 括 納 付 報 奨 金 交 付 率 表

納期前に納付する納期数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
報奨金の交付率(%)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

例えば、前例の負担金161,700円を初年度の第1期に全額納付されると、納期前に納付した152,000円(8,000円×19期分)の20%30,400円が報奨金として交付され、実際に納めていただく金額は131,300円(161,700円－30,400円)となります。

徴収猶予または減免について

受益者負担金は、下水道が整備される区域内に所有されている土地に対して一律に賦課されますが、その土地の使用目的などにより受益者負担金を一定期間徴収を猶予したり、減免することができる場合があります。

☆ 徴収猶予

- ① 生活困窮者で、市民税・固定資産税の減免を受けている者
- ② 災害による被害を受けたとき
- ③ 係争中の土地
- ④ 田・畑・その他これに準ずる土地
- ⑤ 更地または資材置場、物置等の簡易建築物を有する宅地・雑種地
- ⑥ その他市長が特に必要と認めたとき

☆ 減 免

- ① 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者
- ② 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者
- ③ 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者
- ④ 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の理由があると認められる受益者
- ⑤ 上記以外で、その状況により、特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

※ なお、徴収猶予・減免は受益者の皆様の申告が必要です。
くわしくは、市役所上下水道課までお問い合わせ下さい。

受益者の申告について

賦課対象区域に土地を所有している方には、あらかじめ「受益者負担金申告書」を送りこれによって受益者およびその他の事項について申告していただきますが、便宜上、土地所有者の所在・地番・地籍を記入してお送りいたします。もし誤りがある場合は、訂正のうえ、申告していただきます。

この申告書をもとに負担金が賦課されますが、もし提出されないときは、受益者を土地所有者と認定し負担金をお願いすることになります。

下水道が使えるようになるまで・・・

<建設には皆さんの理解と協力を>

下水道工事は、ある程度の騒音、振動、通行止めなどがあり、皆さんにご不便をおかけすることになりますが、快適な生活の実現のため、ご協力をお願いいたします。

工事説明会



本工事前の調査など

- 試験掘り
既に埋設してある水道管、東電管、NTT管などの位置確認のため。
- 家屋の状況調査
堀削箇所が家屋に近接している場合に、下水道工事が家屋に及ぼす影響などを調べるため。
- 関係機関との協議
通行制限などのため。

本工事前調査



本工事期間中は・・・

- 救急車、消防車などの通行確保に迂回路を設けます。
- 工事現場への立ち入り、通行には、ご注意ください。

本工事



汚水ますの設置は・・・

- 汚水ますは、下妻市が1敷地につき原則1ヵ所設置します。
設置場所については、下妻市が、直接皆さんのお宅を訪問し、協議のうえで決定いたします。
その位置は、民地側に設置することを原則とし、官民境界から公共ますの中心までの距離が1m以内になるよう設置します。さらに、公道より容易に確認でき、維持管理ができる位置とします。

工事完了



宅内の排水設備工事は皆さんの責任で！



下水道についてのご相談は

下妻市役所建設部上下水道課

〒304-0056 茨城県下妻市長塚乙 89-1

TEL. 0296-44-5311

FAX. 0296-44-5312